

開会 午前 9時00分

### ◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成 24 年第 1 回川根本町議会臨時会を開会いたします。

---

### ◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。  
今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、ご了承ください。

---

### ◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

1月 20 日、町長から第 1 回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。

今期臨時会は、お手元に配付のとおり、議案 1 件が町長から、発議 1 件が議会から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期臨時会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長。

○町長（佐藤公敏君） みなさん、おはようございます。

本日は平成 24 年第 1 回臨時会の開催をお願いいたしましたところ、ご多用の折にも関りませず御出席をいただき誠にありがとうございます。きょうは中澤議員が退院をされまして久しぶりに元気な顔をみせていただきました。よろしくお願ひいたします。

1月 24 日、第 80 回通常国会が開幕いたしました。会期は 6 月 21 月までの 150 日間となっております。平成 23 年度第 4 次の補正予算と平成 24 年度当初予算に続き、野田政権が最大の課題とする消費税増税を含む社会保障と税の一体改革などの審議が控えて

おりますが、野党も衆議院解散に追い込もうと対決姿勢を強める中、与党内にも消費税増税に慎重な姿勢を示すグループがあるなど、波乱含みの展開が予想されております。

川勝知事は1月23日の定例記者会見において東日本大震災をふまえた東海地震の被害想定について、これまで国の被害想定を受けて県版を策定するとの方針でおりましたが、県内の市町から迅速な対応を求める声もあり、前倒しして平成26年9月までには策定公表することを明らかにいたしました。国は今年3月から4月に東海、東南海、南海の3連動によるマグニチュード9の地震の地震動や津波高の推計値を発表。6月ごろに直接的な被害、秋ごろには経済的被害の推計値を公表し、平成24年度末に対策をまとめる予定となっておりますが、県はこの推計値を参考に、本県の地震動、津波高を検討して8月ごろに公表、さらに平成25年6月を目途に県防災会議において第4次被害想定と新地震防災対策アクションプログラムを確定させるとしております。

中部電力浜岡原発の事故や地震に連動して富士山が噴火した場合の被害想定も盛り込む考えで来月にもプロジェクトチームを立ち上げ策定作業に入るとしております。いつ発生しても不思議ではないとされる東海地震、3連動地震への対応は今後の防災対策、まちづくりを考える上で大きな課題となるものであります。

去る1月20日、町長解職及び町議会解散を求める本請求がなされました。これに伴い3月18日に住民投票、住民投票で可決の場合、40日以内に選挙が行われることになります。本日は町長解職と町議会解散請求の是非を問う住民投票にかかる補正予算についてご審議をお願いするものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定期会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、鈴木多津枝君、11番、中田隆幸君を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日 1 日間に決定しました。  
ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時05分

再開 午前11時01分

○議長(板谷 信君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎日程第3 発議第1号 川根本町議会解散請求に伴う弁明書について

○議長(板谷 信君) 日程第3、発議第1号、川根本町議会解散請求に伴う弁明書についてを議題とします。

本案について中田隆幸君から趣旨説明を求めます。11番、中田君。

○11番(中田隆幸君) ただいま議題となりました、議会解散請求に対する川根本町議会の弁明書につきまして提案主旨を説明したいと思います。

まず、多くの町民の皆様から議会解散を求める署名に応じたことは大変重く受けとめております。その中で、本弁明書をただいまより言わしていただきますが、本弁明書は、地方自治法施行令第100条において準用する同令第96条第1項の規定により請求者から川根本町選挙管理委員会に提出された議会の解散請求につきまして、同令第104条第1項の規定により、川根本町議会の意見を弁明書として本川根町選挙管理委員会に提出するものであります。

議会の皆様にはお手元に配付をしてございます。

では弁明書の内容を御説明いたします。

川根本町議会解散請求に伴う弁明書。

①住民投票条例を否決し、住民アンケートにした理由。

現時点での住民の意思、意識、および本案件に対する疑問点等を確認し、把握することが○か×かの判断のみの住民投票よりも住民アンケートの実施が最重要課題であると判断しました。

住民アンケートと同様に、住民投票とも法的拘束力は存在せず、その結果の取り扱いは今後の施策の意義、構築において住民アンケートがより優位で意義深いと判断しました。

事業の決定と遂行の責任は住民の代表(町民より選出された)にあります。

アンケート調査の実施は、その決定の過程においても議会制民主主義のルールに法ったものであり、熟慮され実施されたものです。

②議会解散の理由がない。

案件となっていた「光ファイバー事業」は上記の住民アンケートの結果を踏まえ、政治的判断により「白紙」を決定しました。住民の意思を最大限尊重した結果による判断であり、そこには議会解散の理由は存在しません。

私たち議会は、本質的役割として、町の意思決定をする職責を負っています。執行機関でない議会にとって、意思決定することこそ唯一の仕事といえます。選挙により住民のみなさんから負託され、4年間町の重要な意思を決定していくことが議会の仕事です。このような議会が賛否分かれる意思決定のいずれかを選択したことによりリコールを要求されることは、とうてい理解できないものです。

③議会基本条例などの議会改革をなしとげたい。

私たち川根本町議会は、本任期中の目標の柱として議会基本条例の制定を議員全員でめざしています。議会がより住民の意見を取り入れることができ、住民と共に歩む議会となることが必要です。

私たちはすでに住民の方々との町政についての話し合い、議会研修視察の報告会などを実施し、これらを議会基本条例の中に盛り込もうと考えています。道半ばではあります、任期中に議会基本条例を完成し、住民のみなさんの評価と協力をあおげればと思っています。

以上の理由により、川根本町議会の解散請求に関し、弁明いたします。

平成24年1月27日。川根本町議会。

以上が弁明の内容でございます。何とか議員の皆様の賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） かなりたくさんありますので、メモを、答弁者お願ひいたします。これも本日出されたことによるものです。

私はこれまで全部事前に通告をしてきたんですけど、かなり難しいことでした。

幾つか先ほどの全員協議会で選管の回答に対する質疑を通告したんだけどもということで、議長からそれは選管に聞いてくれということでしたので、選管が答えるべきことは選管にこれから確認をするとして、議会として答えていただきたいことを質問させていただきます。

まず最初にですね、きょう27日、臨時議会が開かれる朝直前になってこの弁明書が出されたという理由、配付されたという理由についてお伺いいたします。まずそれが1点目です。

それから2点目は、20日の全協に町選管から、町長の解職及び議会の解散請求に関するこれまでの経過報告書というのが提出されたんですけど、その中に、A議員とかB議員とかいうふうに書かれていましたけど、その名前を確認しているかしていないかどう

か、その点についてお聞きいたします。

それから 3 点目ですけど、ずっと報告書に基づいてしばらくお聞きいたします。1月 5 日に午後から 4 日に縦覧した全員に電話などで注意したと書いてありますけど、全員とは何人でどういう注意をしたか・・・。

○議長(板谷 信君) 鈴木議員、ちょっと。

これはね、いま中田議員が趣旨説明した、中田さんに対して質問する部分なので、今言った A、B 議員とかうんぬんとか、それから今の 1 月 5 日にうんぬんという部分のところは、これは提案者に聞く質疑としては適當じゃないじゃないですかね。

○10番(鈴木多津枝君) ということは、確認をしていないというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長(板谷 信君) 答えられないで結構ですよね、答弁としてはね。

○10番(鈴木多津枝君) ちょっと、だめです、だめです。まだ続いているんだから。

○議長(板谷 信君) まあ、止めはしませんけど、答弁は、満足な答弁は得れないかもしけんけど。

○10番(鈴木多津枝君) 確認したかどうかを聞いています。私。満足と言うか確認したかどうかを聞いています。

○議長(板谷 信君) まあ、いいですよ。やってください。

○10番(鈴木多津枝君) いいですか。

じゃあ、そのことについて。

なぜ質問するかっていうと、議会にしての資質の問題を確認したいからお聞きしています。

ちょっといいですか。2点目おわかりですか。

それと 3 点目の、1月 5 日の午後から、4 日に縦覧した全員に電話などで注意したというふうに書かれていますよね、報告書に。その全員とは何人で、その注意の内訳、内容を確認されたかどうかお聞きいたします。

それから 1 月 5 日に県の選管に戸別訪問などの注意点について確認を依頼したときの問い合わせが報告書に書かれていますけど、これは新聞で取り上げられた問題の確認にはなっていないわけすけども、署名簿の縦覧で知った個人宅への異議申立書の出し方や委任状を持って回ることについて、法的に適正な行為かどうか、議会として、あの、皆さん、そういう、やった、やられたというか、A、B、C、D、E、6人の議員の方々、確認したのかどうかその点をお伺いいたします。

それから 4 点目、1 月 7 日に選管として情報把握のため、1 月 4 日に署名簿の縦覧をした 6 議員に対し電話で訪問などについての事実確認をすると書かれていて、別刷りで「町選管から各議員に電話での確認内容について」で、A、B、C、D、E、F、6 議員が答えたというふうに書かれて、配布されたものにはあるんですけども、この A から F までの各 6 議員の名前を確認しているでしょうか。

それから5点目ですけど、この6議員から得た回答が報告書に書かれてたんですけど、6議員のうちE議員とF議員は何もしていないと答えたと書かれていて、BとC議員は資料提供や取り消しの話はしていないと答えたと書かれており、A議員とD議員の2人だけが書類を持って戸別訪問し意義申し立てのお知らせをしたり進めたりしていると受けとめられたというふうに書かれていましたけど、それは、そのA議員とD議員に本当にそうだったのかということを確認したかどうかお伺いいたします。

それから特に、D議員、このA議員、D議員のうちのお1人、D議員についての報告内容は、ちらしをもって訪問し事情を確認して異議申し出の理由に該当する人については様式を渡したとか、その後選管の注意を受けて同じお宅を訪問し書かれた異議申立書は破棄し、異議申し立てがあるときは役場へ行ってもらえるように伝えたというふうに書かれていますけど、D議員にこのことを確認されたかどうか。D議員がどなたであるのか確認しているかどうかお聞きいたします。

それから何人の人たちにこのような行為を行ったか、このAからFの議員のうち、実際に動いたと答えたのはA議員とD議員というふうにイニシャルで書かれてるんですけど、そのことについて確認をされたかどうか、何人にこういう行為を行ったかということを確認しているかどうか。

それから本人が書いた異議申立書をA議員は・・・あ、D議員は破棄するように後から言って、電話、電話かどうか・・・言ってるんですね。伝えてるというふうに書かれてるんですけど、何人の人に破棄させたのかを確認しているかどうかお聞きします。

それが通告してある内容、質問の内容でございます。

それからですね、この弁明書に述べていますけども、①のところの最後のところ、3行ですけど、事業の決定と遂行の責任は住民の代表、町民により選出された、その住民の代表にあります。アンケート調査の実施はその決定の過程においても議会制民主主義のルールに法ったものであり、熟慮され実施されたものですっていうふうに述べていますけども、この町民の声をどう受けとめるかということで、アンケートでは、それこそ提案者の方々が言っていた複数の声が意見が聞かれる。その複数の意見を、要するに、出てきたわけですね、実際に。反対という人が、この事業必要ないという人が過半数割りました。40 数%でした。必要だという人も 20 数%おられました。そういう状況の中で、町民の皆さんのが声を、またほかの質問もたくさんありましたね。それぞれに分かれていたわけですよ。そういうものをどのように、熟慮され実施されたものでって言っていますけど、どういうふうに熟慮して、その次の②の白紙を決定しましたっていうふうに、今も全協で、どこで、議会としての意思決定はしていないわけでも、皆さんが決定したのか。そこのとこのどこを一番重くとって、住民の意思で、住民投票で決めてほしいという要望を否定して住民アンケートをやった。で、住民アンケートではいろいろな答えが出てきた。その答えをどのように白紙決定に結びつけたのか、その7人の皆さんですか、そのことについてお伺いをいたします。

それからですね、議会基本条例、③の1番最後ですけども、議会基本条例を完成し、町民の皆さんの評価と協力をあおげればと思っていますっていうふうに書かれていますけど、議会基本条例、自分たちの任期中でなければできないものだというふうに思っておられるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ1番から7番までのA議員、B議員というのが質問の中にあったわけですが、これは私は把握しておりません。これは選管の方へ問い合わせていただいて聞いていただくことが先決かなと、こう思いますので。

私の弁明書の中の内容的なことをちょっと言わせていただきますと、なぜアンケートの結果ですね、①の3番目ですが、事業決定と遂行の責任は住民の代表（町民により選出された）にありますというのは、事業の決定というのは、その前に書いてありますが、やはりこれは行政の方だと私は思っておりますし、そのような方がやっていったのを今度はアンケートでどのようにしたのか。こういうことにしますと、やはり46%以上の方が反対と。賛成の方が27%。こういうのがありますと、やはりそこら辺が、その下にかかりますが、白紙を言ったのが、全協でも言われたとおり、そこにかかるんじやないかなと、こう思っております。

最後の質問ですが、3番目の任期中にとありますが、これは今からこの問題をやろうとしてもできる問題ではございませんので、今川根本町の議会がある限りこれは進めていくべきと、私なりには思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（板谷 信君） 再質問ですか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1月5日に県の選管に戸別訪問の注意点について確認を依頼したと選管が述べていますよね。あの、選管の報告がありましたよね。

それで、それについて新聞で取り上げて、これも問題になっているわけですけども、署名簿の縦覧で知った個人宅へ、その異議申立書の出し方や委任状を持って回ったと、先ほどD議員ですか、言って答えたということなんですけども、それが法的に適正な行為かどうかということは確認されたんですか。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 先ほども述べましたとおり、この問題は私たちの議員として調べる中では余りにも大変かなと思っておりますので、全協でも話した通りこれは町の選管の方へお願ひいたしまして、そのように確認をとっていただければと、私なりに思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） この中の内容については、鈴木議員が質問しましたけれども、僕が一つ思うのは、この時間があるないに関わらず、この議会解散の理由がないっていうところの「案件となっていた光ファイバー事業は上記の住民アンケートの結果を踏まえ、政治的判断により白紙を決定しました」と。これはね、文面的におかしいと思いますよ。

ということはね、何々を白紙にするっていうならわかりますけれども、白紙を決定したっていう言葉っていうのは、ちょっとこの文面じゃ。ということは、まあ、権威ある川根本町の議会ですから、その辺時間がないからっていうことで、この辺ちょっと、議長あるいはほかの関係者の方も、これは1週間ぐらいあったんですから、決裁もらったって話ですけど、それは今度は提出者がちょっと怠慢で、ある程度これを検証する時間がなかったっていうことは、後々これが、いわゆるその第3者の目に出了たときに、ちょっとおかしくないかなっていう私は感じがしますけれども、その点いかがですか。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそさっき答弁がちょっと漏れましたので言わせていただきますが、なぜ本日ここにきょう出したかといいますと、これはあの、いろいろ本請求の内容を私たちなりについていいますか、これは議運の委員長さんとやったわけですが、この中で調べていて字数的にも千文字ということが規定されておりますので、そういうことで、きょうぎりぎりまでになったということでございます。

なお、市川議員が今言われましたけど、これは言葉がおかしいじゃないかと、こういうことを言われておりますが、これはその前に読ませていただきますと、「案件となっていた光ファイバー事業は上記の住民アンケートの結果を踏まえ政治的判断により白紙を決定しました」ということになってますので、これは政治的に光ファイバーを一時白紙にしたというふうにとつていただければありがたいかなと、こう思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） あのね、私たちがとるとらんって、僕らわかってますからいいですけれども、これ、第三者が見たときに「政治的判断により白紙を決定しました」って、まあ、これも内容については先ほども全協でお話ありましたけれども、白紙というのは目的じゃないですよね。だから、撤回するのか何かのときにこの白紙ということばを使うんだけど、白紙撤回とかそういう形になつていないと、白紙を決定しましたってなるとね、文としてちょっとおかしいかなっていう感じがしますけれども。

その点ね、要するにこの文章の、議長あたりの検閲も受けていると思いますけれども、時間がないことでなかなか全体的に私たちも、これ目を通すぐらいしかできませんけれども、少なくとも今朝のきょうっていうことになるとこういう形になると思いますけども、ただ外へ出したときに、果たしてこれでいいかなっていう疑問がありましたので質問しましたけれど、今一度この文面でよろしいとお思いですか。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ先ほど全協でもお話しして皆様にもお話ししたわけで  
すが、採決はとっておりませんが、私なりに考えたことは、やはりこういうふうに書く  
こと 자체が悪いとは思っておりませんので、やはりこうして書かないと光ファイバーを  
一時、棚上げとかこれそういうことは言えないものですから、白紙という形でやらせて  
いただいたと、これが私なりの判断でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。4番、小籔君。

○4番（小籔侃一郎君） 質疑をさせていただきますけども、川根本町議会がですね、過  
去2年間の議会のありようが町民の目から見て余りにもおかしいということがリコール  
運動につながって、この弁明書の件になっているわけでございますけども、議会の機能  
不全と、我々言われても仕方ないというふうに見られたのかもしれません、そんな反  
省をですね真剣に議論し弁明した、議論してですね、この弁明書を作成したとも思えな  
いようなところがあるわけであります。

昨年10月ですね、住民投票特別委員会、全員協議会とか、全員協議会での議事進行のありようなど、問題があったと思います。

二元代表制をしっかりと機能させ、地方自治の、車の両輪である町長と議会が馴れ合  
いでもなく、不毛な対立でもなく、町民のためにしっかりと役割を果たすことが求めら  
れているわけであります。

二元代表制のもとでは本来、議会は地方自治体の長とともにですね、先ほど言ったよ  
うに両輪として行政機関を監視し、自らも、議会も政策を立案する役割を担っているわ  
けですけども、数合わせにより議会運営が進行し、審議不十分のまま採決されたり、數  
の力で押し切ったり、委員会、本会議、あるいは本会議において首長提案を承認するだ  
けの機関と化していると見られている、町行政べったりの議会ではですね、町民の不満  
がこういうリコールの形であらわれてくるのも理解できるところがあります。

投票をしたら、それでおしまいでなくですね、自分たちの代表者、議員をしっかりと  
チェックし、自分たちの意思とずれていると感じたときには、直接自分たちの意思を実  
現するための手段をとることは法で守られたもので、リコールの対象になった議会は真  
摯に受けとめてですね、反省し、私は自主解散をすべきだと考えます。

1点目は自主解散をしない理由をお聞きしたいと。

2点目はですね、自主解散を否定し、弁明書で議会の正当性を、正当性を正当化・・・  
弁明書でですね正当化しようとしている多数派、いわゆる弁明書を数の力で押  
し通そうとしている皆さんにお聞きしたいのですが、先ほど来、鈴木議員も言わ  
れましたけども、縦覧が始まって以来ですね、4人の町議が署名簿を縦覧した4日以降、  
署名した複数の知人や親戚を訪ねて異議申立書の方法を伝えたというふうに認めたと報  
道ではありますけども、そしてまたですね、議員同士で申し合せた上で訪問したとあ

るのが気になるところでありまして、その申し合わせた議員によるこの弁明書かなと思うと、また情けなくなるわけありますけども。

この申し合わせたということに関しては 13 日にもですね、みんなで働きかけをやろうと話したということが載っておりますので、議員同士で話し合われたことは確かにことだと思いますが、議員同士は何人で申し合わせたのかということを聞きたいわけですけども、先ほどの議長の注意にもありましたように、これは選管の方でということになると思いますけども、当事者としてですね、わかる範囲内でお願いしたいと思います。

それからまたどんなふうに説得されたかと、聞きに行ったと、そういうことでございます。それでその中には、異議申し立ての方法を伝えてですね、異議申立書やその独自に用意した委任状もあるらしいと、もらっているということでございます。

注意を受けた後、先ほどもお話ありましたように、書類を破ったということでございますけども、小澤委員長、町選管の小澤委員長は、予期せぬことだったと話しているとされておりますけども、この委任状あるいは申立書をどこから手に入れたのか不思議なところがあります。

それから異議申し立てについてはですね、委任状では役に立たないということがわかつていなかつたのかと、その時点では委任状があればよかつたんだなど、そういうふうに判断したのか、これも答えられればお願いしたいと思います。

いずれにしてもですね、縦覧場所で縦覧をした後にですね、それをもとに該当者を訪問することはいけませんよというような張り紙が出されたようですが、それに従つた理由は何だったのかなど、そういうのも聞きたいわけですけども。

いずれにしても違法行為は確認されずと、町選管では言っておりますけども、違法行為は確認されずとですね、違法行為ではなかつたとは同意語ではありません。前段は選管の聞き取りの、あの、確認されずということでございますけども、後段の違法ではなかつたというのは、まあ、後々警察署等々の調べにゆだねられる部分であるかと思いますけども。

こういう報道が 1 週間にわたってされましたですね、多くの町民に不信感を与えたことにどのように反省し弁明書を作成したのか。町民にどのように申し開きするのか、以上 5 点の中で答えられる範囲、お願ひいたしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11 番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそあの、縦覧した人とか署名をいただいたというのは、先ほど鈴木議員のときも答えてありますが、これは私たち議員が調べることでもございませんので、これは選管の方へ行っていただいて調べていただければありがたいと思いますが、自主解散をなぜしないのか。こう言われましたけど、これは先ほどの全協でもお話ししたとおり、私たちは弁明書という、この文面を出すということは一部の議員の方もだれも解散しないと、こういうことになっておりますので、皆様方が自主解散したいという方があれば解散していただければいいですが、私は今弁明書を読み上げたこと

により自主解散はないと、こういうふうに思っております。

また弁明書でございますが、これは最後に私が読み上げましたとおり、請求者の方からは、この 12 人に対して解散せよと、こういうことを言わせておりますので、私たちとして、全員でこれを賛同して出していただくことが一番いいのではないかと、こういうふうに思っておりますので、そこら辺は御理解していただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 4番、小籔君。

○4番（小籔侃一郎君） それから確認を、行政の方に確認をしておきますけども、これは全くこんなことはない・・・。

○議長（板谷 信君） ちょっと待って。行政は確認できない。

○4番（小籔侃一郎君） あ、できない。はい。

それではですね、先ほど議員仲間、仲間で相談したということがありますけども、委任状の中にですね、川根本町長解職者名簿の確認の件とかですね、川根本町議会解散請求者署名簿の確認の件、川根本町長解職請求者名簿の署名に関して異議申出書の送致の件、あるいは4番目に川根本町議会解散請求者署名簿の署名に関しての異議申出書の送致の件と、委任事項が4つ書かれたものがあったようあります。

これを、この提案者はこういうものが出来たことに対する感想をお伺いいたします。

○11番（中田隆幸君） 私としては縦覧はさせていただきましたが、今小藪議員が言われたとおりのことはしておりませんし、ほかの方も何人かはしていないかなと、こう思っておりますし、このことは先ほど市川議員にも鈴木議員にも説明したとおり、選管の方でやっていただくことがベターだと思いますので、私の方からはそういうことしか言えません。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（何か言う者あり）

○議長（板谷 信君） 3つ・・・いいですよ。はい。

○4番（小籔侃一郎君） あの、今自分は感想を述べてほしいということを言ったんですけども。選管に聞いてくれじやなくてですね、提案者としてこういうことに、起こったことに対する感想を述べていただければ嬉しいです。感想でいいです。

○議長（板谷 信君） ありますか。なければ多分同じ答えしか返ってこないと思うのでここで切ってもいいけど。

中田さん、ありますか。はい、11番。

○11番（中田隆幸君） 感想として言えということですが、やはり結果は今から出ることでありますので、そのときに私の感想は言わせていただきたいと、こう思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。5番、原田君。

○5番（原田全修君） 5番、原田でございます。

川根本町議会の解散請求書に対する町議会の弁明書への反対討論をいたします。

川根本町独自の町営光ファイバー整備事業については、議長をはじめとする事業推進派の議員は行政追隨の姿勢を保ち続け、住民派である我々5人の議員とは常に対峙し、あらゆる場面で事業の誘導を図ってきております。

そこには議会としての使命である行政との対立軸を持とうとする姿勢が全く見えず、まして中立であるべき議長が率先してあらゆる場で事業推進活動を行っていることは、議会倫理に背くことのみならず、川根本町議会の権威と信頼を失墜させるものであり、許されまじき行為として断罪されなければなりません。

1月21日の某新聞では、町の将来を見据えた議論をすべしとした見出いで以下のような論評をしております。

「川根本町の光ファイバー網整備事業をきっかけに起きた住民運動は、3分の1を超える有権者が町政にノーをつきつける結果に発展しました。町政と町民との信頼関係が崩れた背景には、町長や町議会の説明不足や、町民との対話不足がある」。途中略しますが、「事業に充当する合併特例債の活用期限が2014年度に迫る中、町長は町民の十分な理解を得ないまま事業を見切り発車しようとした印象は否めない」。

一方、町議会は昨年10月、町民が事業の是非を問うため、住民投票条例の制定を求めて直接請求した条例案を否決したが、事業に対する町民の意見を聞くアンケートの実施を町に求めるなど、かみ合わない対応を続けてきた。茶業や観光の振興など課題が山積する8,300人の町で起きた政治停滞の代償は大きい。住民投票は光ファイバー事業にとどまらず、町の、町の発展について踏み込んだ議論を行う機会としてほしい」。

このような論評です。まさに核心を突いた論評であります。

世論はこのように当町の町長及び議会の姿勢に鋭い視線を注いでいるのだということを町執行部と議員各位はそれぞれの立場で自覚しなければなりません。

さて、私は議員諸兄に現在の当町の町政が混乱の極みにあるということは何に起因していると思っておられるかということを聞いてみたいと思います。

町政の混乱の発端となった川根本町独自の町営光ファイバー整備事業とは、10年前に中川根町本川根町合併協議会でつくられた新町建設計画に登場し、その後、何らの検討もされないまま川根本町総合計画に引き継がれた、10年前のブロードバンド基盤整備構想を今実施に移そうとする事業であります。

そこには著しい技術進歩を遂げている、ワイヤレスブロードバンド、次世代携帯電話や衛星ブロードバンド等の誘致など、民間事業者の参入を促す工夫も努力もされておら

ず、基本設計を委託したビーム計画設計の提案をそのまま受け入れたシステム設計とともに、初期投資 10 数億円もの、極めて巨額投資をしようとする事業であり、全国にも例を見ない極めて稚拙な事業であると私は指摘をしてきました。

これほどの巨額投資が必要である事業であるにもかかわらず、「少子高齢化が著しく進むこの町が、観光客数の減少がとどまらぬ観光のこの町が、伝統文化のよりどころ茶業林業の激しく衰退するこの町が、町独自の町営光ファイバー整備事業に全精力を使うように取り組んでいてよいのか」との川根本町議会の解散請求書に指摘があるように、課題への取り組み優先順序、政策の決定プロセスにも大きな問題があるとも指摘をしてきました。

このような状況の中で議会はどのように対応してきたのでしょうか。

前述のように私は行政側への指摘や提案を続けると同時に、議会の機能を働かせるべきだと提言。例えばブロードバンド環境整備事業検討特別委員会なるものの設置等により、当町のブロードバンド環境整備はかくあるべきとの、住民の代表としての立場で見解をまとめるべきだとの提言をしてきましたが、議長はそれを議会に諮ることもせず放置し、全員協議会の中での、行政からの時折の説明を受け、若干の質問の時間を持ったとはいえお茶を濁す程度でそれを良しとしてきました。

したがって、議会としての正式な議論の場、いわゆる議事録の残る議論の場は本会議における一般質問での質疑応答のみであったという、誠にお粗末な議会の対応の実態であります。

新聞の論評にある町政と町民との信頼関係が崩れた背景には、町長や町議会の説明不足や町民との対話不足があるとの指摘がありますが、この事業に対する行政や議会の対応の実態からすると、町民への説明の材料さえ持てず、まして対話ができるようなレベルに議会が達していなかったと言えるのであります。この無責任極まりない議会の姿勢は、町民から糾弾されてしかるべきことあります。

昨年 6 月定例議会以降、町民とは問答無用の姿を見せて一瀉千里に走り出した行政に待ったをかけ立ち上がってくれたのが住民有志のグループであります。

川根本町独自のブロードバンド基盤整備事業についてのは是非を住民に問う住民投票条例制定の請求は住民投票成立に必要な 6 分の 1 をはるかにしのぐ 3 割を超える有権者の署名がありながら、町営のブロードバンド事業をかたくなに推進したいとする議長及び住民投票条例検討特別委員会委員長をはじめとする 7 名の事業推進派議員は、町独自の光ファイバーを張りめぐらし町独自の運営を行おうとするブロードバンド事業のは是非を問うという明確な判断要素を持った住民投票であるのにもかかわらず、是か非を問う二者択一との住民投票では、住民の意思が確認できないというぐにもつかない理由をつけて、住民投票をすべきだとする住民派 5 名の議員の主張を多数決で退け、住民の意思の確認をしなければならない議会の使命を放棄するというより、住民の権利を数の力で葬ってしまう暴挙に出たのでありました。

住民投票条例案は、条例制定の請求者の原案をもとに、特別委員会において数日間の日程で審議され、丁寧に合議の上修正されたものであったにもかかわらず否決してしまったのです。

この住民投票条例の否決で数の力が確認できた事業推進派は、その直後、明らかに事業誘導が可能となる仕掛けを組み込むことのできるブロードバンド事業についての住民アンケートの実施を行政に求める発議を起こし、事業推進の新たな足がかりを行政に提案するようになっていきます。

ここに至っては、川根本町議会は行政の追認機関を通り越して行政の応援団と化しています。

11月に実施された住民アンケートは、大づかみにすると、住民投票条例制定の請求者が求めていた、町独自の光ファイバーを張りめぐらし町独自の運営を行おうとする川根本町のブロードバンド事業の是非を問うとした設問に、わからないを加えただけの三択一方式として、住民の意向を把握したことになるのですが、必要ではないとする回答が41.5%と、必要とする回答27.4%を大きく上回る結果になりました。

この結果か、12月定例議会では私の一般質問の中で町長は、アンケート結果を尊重し、一度白紙の状態として再度公設での整備を進めるか、民間事業者による対応が可能なのか検討していく考え方であるとの答弁をされたものの、しかし白紙撤回と言ってもこの町の将来にとって高速で大容量の情報通信基盤の整備が必要であるとの認識は変わっていない。事業の必要性に対してはわからないと回答した人が全体の4分の1以上いたということから、町が発信する情報が十分に町民に伝わっていなかった。さらには事業の進め方や設計の仕方については、何ら行政としては落ち度のない対応をしてきたなどと事業を総括しております。すなわち、町長は現在の町の事業計画の復活の意図を十分持っているということがわかります。

アンケートについては、町長の水面下での工作が露呈しました。

事業への賛同を促す公式な依頼文書を消防団員あてに送付したのですが、このように品格も誇りも打ち捨ててあらゆる権謀術数を繰り出して攻勢を仕掛ける姿は、見るに忍びない思いすらしてまいります。

したがって、町長がリコールされない限り、現在凍結せざるを得なくなっているビーム計画設計の提案する、既に支払われている時価、対価、1千数百万円の光ファイバー事業計画が再び浮上する可能性はあり得ると見るべきと思われます。そのとき議会が現在の体質のままでいると、それを容認し推進派の数の力で議会承認をしてしまうおそれは十分にあるわけです。その危惧があるがゆえに3分の1を超える有権者が議会解散請求を出しているということなのです。

川根本町議会はブロードバンド環境整備検討の特別委員会など議会主体の検討機関の設置を拒み、情報通信基盤整備事業についての是非を問う住民投票を拒み、その反動で住民アンケートの実施を行政に求める前代未聞の議員発議など不可解な対応が多すぎま

す。

さらに危惧すべき議会の体質が新たに露呈しました。

町長の解職及び議会の解散請求に関する推進派の議員の申し合わせによるリコール署名取り消し活動の発覚です。

事ここに至っては、住民の議会に対する信頼は完全に地に落ちたものと考えざるを得ません。議会の信頼を取り戻すためには、自主解散による自浄作用を働かすべきであると思われますが、自主解散については1月20日の全協において賛否同数のため議長職権により否決とされてしまいました。多数派である町営光ファイバー事業推進派だからなせる業ということですが、そのモラル、プライドの低さはざんきにたえません。

しかし、我々住民派は町政の混乱を早期に收拾させる上においても、また余分な経費と時間を浪費させないためにも、あくまで議員諸兄には自主解散を選択するよう呼びかけるものであります。

したがって、先ほど提出されました議会の解散請求に対する弁明書には、今回の事案に対する議会運営への反省の弁もなく、現状の議会体質を変えようとする意思もあらわれておりません。

よって、反対を表明し討論いたします。

○議長（板谷 信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 8番中澤です。

私は、弁明書に賛成の立場から討論いたします。

それこそ、12月から私、病気で1ヶ月ほど議会を休んでおりましたので、一部わからない点があるわけでございますが、①住民投票条例を否決し住民アンケートにしたと、こここの部分に深くかかわり合いましたので、この点を説明いたしまして賛成といたします。

10月の臨時会、ここにおきまして住民投票条例の特別委員会が行われました。ここで5日間の審議が行われました。

結論といたしまして、住民投票を否決し住民アンケートを持っていったわけですけども、この理由といたしまして、ここにも書かれてございますが、住民投票にする方が正確な住民の意思がつかめると。そして経費がかからないと。あるいは地域の差の、住民の意識がつかめると。あるいは年齢別の住民の意識も、意思も把握できると。そして何より投票に行く住民の負担が楽になると。

そうしたことを行なうと、アンケートにした方が正確な情報がつかめるではないかと。住民の意思が詰まっているのではないかと。そして、その結果につきましては、議会も行政も最大限に尊重してかかると。

そういうことで、住民投票を否決し住民アンケートを持っていったわけでございます。

その結果につきましては先ほど皆さんにお話ししたとおり、一時このことは白紙にするということになったわけでございますが、いずれにしても、この流れを私もかかわり

合っておりまして、正しいと私はそう判断しております。

よって、この弁明書には、その部分が書かれておりますので私はこの弁明書を賛成とし、討論を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番鈴木です。

ただいま久々の中澤議員の発言を聞いたんですけど、まず最初に聞いていまして、住民投票を否決して住民アンケートにしたということで、正確な意見が反映できる、経費がかからない、住民アンケートの方が経費がかからないなどと、また投票へ行く住民の負担が軽減できるというふうに述べられましたけど・・・。

○議長（板谷 信君） すいません。整理上、先に反対か賛成か言ってから。

○10番（鈴木多津枝君） 反対です。もちろん。

○議長（板谷 信君） 反対討論ね。はい。

○10番（鈴木多津枝君） 交互にしか言えないんじゃないんですか。そんなことはないですか。

○議長（板谷 信君） 一応、確認して。

○10番（鈴木多津枝君） 交互でなければ、あの、交互でなくてもいいよって言うなら、それも新しい方法ですから。

○議長（板谷 信君） あの、議長の指示になるべく従ってください。

○10番（鈴木多津枝君） だから、交互ですね。じゃない・・・。

○議長（板谷 信君） と言うより、最初に原案に賛成なのか反対なのか言ってから討論してください。

○10番（鈴木多津枝君） はい。じゃあ私は、この弁明書に反対の立場から意見を申し上げます。

今、中澤議員が述べられた賛成の討論が余りにも、意としていることと違う、驚くような発言をされたもんですから、先にそれを指摘をしたいと思いまして述べさせていただいております。

それは住民投票を否決して住民アンケートにした理由というところが弁明書に書かれていますけども、その点で正確な町民の意思が確かめられるとか、経費がかからない、あるいは投票に行く住民の負担が軽減できるなどという理由を言われましたけど、住民投票を提出された代表者の方々はこの町民の3分の1に近い住民投票を否決したら、町長、議会のダブルリコールも行う決意があるよっていうことをちゃんと表明をされて提出されたものでした。

そして、そのことが結局否決をしたということで、その後の混乱を招いて、経費がかかって・・・かからないですか。否決することで、よりたくさんの経費がかかることになったんではないですか。

そして投票に行く住民の負担も、2回も投票に行かなければならない・・・あ、投票

に、あの、住民投票で投票に行かなければならぬ、今回。そして軽減にはならないですね。

そしてもし否決を、住民投票で解散が可決すると、さらにまた選挙に住民の人たちが足を運ばなければならぬ。

そういうことでは、決して中澤議員が言われた、住民投票を否決して住民アンケートにしたことが正当だったということは、今この時点でその時に考えたということでしたら、まあそれでも、こういうことになるとは思わなかつたということで了解できますけど、こういう混乱の状況が起きている 1 カ月間は町の状況下がよくわからなかつたと言われても聞いているはずですので、本当に町の中の状況を全く耳を貸さないというか、考えていない賛成討論だなということを感じましたので、最初にその点を指摘させていただきます。

そして用意しました反対討論なんすけども、町長解職、議会解散のダブルリコールという、本当に全国でも珍しい多くの町民の怒りが広がって、有権者の 3 分の 1 を超す署名として結集したということには、単に私は、光ファイバー網の整備への反発だけなのだろうか、そのことを考えました。

これまで議会、むしろこれまでの議会の姿勢、賛成多数で次々とつくられてきた赤字の施設がたくさんあります。

合併によるすり合わせで今まで築いてきた住民サービスや負担を軽くしていこうという、その行政と町民の取り組みが合併のすり合わせで負担増とサービス後退に合わせられたという部分も幾つもあります。

そういうことに対する町民の日々積もり積もった不満が、この住民投票ダブル、議会も町長も本当に住民の暮らし、願いを聞き入れてないじゃないかというこういう状況に、混乱に火をつけたのではないかと私は思われて仕方ありません。

特に昨年 3 月 11 日の東日本大震災以降、国の政治の泥試合の中で被災者への支援の遅れや復旧復興が進まないこと、加えて福島第 1 原発の人災とも言える打つ手もない放射能汚染の広がりで、この地域もお茶などへの風評被害など、本当にどこを向いても希望も気力もなえてしまうような状況が続いていました。

町民の閉塞感が高まり、それを理解しない行政や議会へぶつけられた不満というのが大きな要因ではないかと思います。

解散請求代表者の主な主旨は、1、少子高齢化や観光客減少、林業、茶業林業の衰退が激しくするこの町で町独自の町営の光ファイバー整備事業という巨大な箱物づくりに全精力を注ぎ込んでよいのか。巨額の投資や維持管理費を投入してまで最優先に取り組むべきことなのかと、町民に問い合わせてきた結果、有権者のほぼ 3 分の 1 の町民が勇気を持って住民投票請求の署名を提出したのに、10 月 21 日の臨時議会で反対 6 賛成 5 で否決されたというふうに、まず 1 点目上げています。

そして 2 点目は・・・ 1 点目 2 点目というのは私が勝手に区切つたものですけども、

2つ目と思われるは、町が策定中のまちづくり基本条例にも、重要なことは住民投票を行うと、住民投票で決めるを取り上げて、取り入れようとしている最中に、6分の1の署名があれば自動的に住民投票が成立するとしている自治体さえある今の時期に、有権者の3割を超える意思を無視した議会の暴挙をそのまま見過ごすことは、これから町民主体のまちづくりそのものを否定するものであり、開かれた町議会を目指して議会改革に取り組み、議会基本条例の策定を進めようとしている議会が、住民投票に対して町民の意思に対しとった否決という態度は、その資質さえ問われて仕方のない町民を見ようとしないものであるというふうに述べています。

また、3点目ですけど、このような町民主権の姿勢を捨てて町営の光ファイバー整備事業に全精力を使う議会にこの町の将来を託してよいものか町民に問い合わせたいというので、主権者町民の意思を切り捨てた議会へ猛反対を求める当然の願い、叫びの声だと思います。

これらの当然の願い、叫びに対して、弁明書に書かれているのは、単なる事務的な言葉のみ、何の誠意も感じられない、本当に言い訳にもならないような、先ほどの質疑からも町民不在への反省は何ら示されないものだと思えます。

議会解散とは、議員12名全員をやめさせるという町民の重大な決意のあらわれで、二元代表制を振りかざして多数にものを言わせ、問題があっても十分な協議もしないで押し通してきた議会に突きつけられた激しい怒りであり、そのことに対して行う議会継続を訴える弁明書は、単に議会の1票差でも多数を占めて、多数を占めればよいというものに思えます。

こういう失墜した議会の信用を回復し、町民に信頼回復への決意が全くあらわれておりません。

ところが、先の住民投票に対して、茶期の選挙や予算編成に支障を来たさないよう早期に自主解散をという求めにも耳をかさないで、署名・・・正月以降、署名を取り下げるよう働きかけたというような新聞報道が報じられて、本当に町内は大きな不安の渦が沸き上りました。

こういうことに対しても真剣に真相究明を行う考えもない、先ほどの質疑でも全く確認をしていない、選管に聞けということで、事前に通告をしたにもかかわらずそういう態度。また、みじんの反省の言葉もない、多数派議員だけで密室でつくられた弁明書が議決の当日に初めて出されて、さらに議会不信を深めるような真実を追求する心のかけらもない弁明書に対して、これを議会の議決とすることなど到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、中野君。

○1番（中野 晖君） はい。1番中野でございます。

自分から弁明書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

問題になっている解散請求の事の発端というものは、光ファイバー整備事業の問題に

あり、住民投票をアンケートに変更し、住民の意思を尊重しない議会にこの町を託してよいのだろうかと、住民の意思を無視する議会に対し解散請求とする文面、このことが強く読み取れる解散請求者に対しての弁明書でございます。

私は、町民の意思をより正確にかつ多くの方々の意見が確認できるアンケートは、いたずらに町民を混乱させる住民投票より、経費も10分の1ほどですむ。また、遠くの投票所へ行く負担も少なく郵送ができる方法として、おだやかに住民の意思が確認できる最良の方法と判断をし、アンケートの形式によることに賛成をした経緯があります。

アンケートにおいては、多くの町民の皆様方の貴重な御意見を聞かせていただいたと確信をしております。

この結果により、問題の光ファイバー事業は白紙となりました。これは住民の意思を最大限尊重した結果による判断であるものと思っております。

また、そのほかに、議会は住民の意見を取り入れる条例制定を目指に掲げ、住民とともに歩む議会を目指しているものでございます。これらのことにおいて議会解散の理由は理解をいたしません。

よって、弁明書に記載されているとおり原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次に原案に反対者の発言を許します。4番、小籔君。

○4番（小籔侃一郎君） 弁明書に反対の立場で討論いたします。

時系列的にお話をまいりますけども、今回の解散リコールは町独自の情報通信基盤整備事業に端を発し、昨年8月に住民投票条例請求の住民運動が始まり、9月26日に2,384名もの署名簿が町選挙管理委員会に提出され、10月3日に2,221名の署名で住民投票の本請求がされました。

法的には50分の1の約150名で成立要件を満たすところを、法定数の16倍という、有権者の3分の1にも当たる多くの町民の皆様の署名で関心の高さに驚きました。当時、町長の町民の3分の2はしていないというコメントが報道され、失笑を買ったわけあります。

10月の臨時議会で設置された住民投票条例特別委員会は、11日から20日まで行われましたが、住民投票条例の審議はもちろんされました、最中に光ファイバーについての質疑が入り込み、住民投票そのものの意義を深く審議する時間がとられなく、不満の残る委員会であったと思います。住民運動の認識に各委員の認識格差が生じたものであったわけであります。

この委員会は住民投票賛成5、反対5の中、中澤委員長決裁で否決となりました。

10月21日、最終臨時議会では、臨時議会最終日では5対6で否決されました。ここがリコール運動の原点であります。

なおかつ反対議員から情報通信整備についてアンケートの実施が決議され、町民から町政混乱の長期化が言われ始めました。

11月8日の全員協議会の場で必要と思わないが41.5という結果が発表されました。

この間には、町消防団員にアンケートによる情報通信整備推進の公文書が郵送されました。そして驚くことに、小学校・中学校生の保護者にもですね、公文書まで用意され、学校側から拒否されて行われなかったわけですけども、公文書ナンバーは283が消防団のアンケートの公文書であります。284が小学校の保護者に公文書を出そうとした公文書のナンバーであります。後に、町長は不適切であった、申し訳ないと釈明されたことは記憶に新しいところであります。

10月21日に住民投票条例を請求した議会の責任は大きいと考えます。

予想されたことありますが、予想通り11月10日からは町長解職、議会解散のリコール署名運動が始まりました。

12月14日には、前回の住民運動を上回る、町長解職2,786、議会解散2,892名の署名簿が町選管に提出されたわけであります。

1週間後の12月21日には、定例議会で町長は、今までの町独自の情報通信整備事業を事実上白紙撤回しました。やることなすことがありますね、後手後手であったと思います。

年が明けて1月4日から町長解職2,662名、議会解散2,769名の署名簿の縦覧が始まり、1月5日から住民投票に反対した議員グループによるリコール運動つぶしとも言える行動は信じがたい出来事で、町民あるいは全国におられる町内出身者に御心配、御迷惑をお掛けいたしました。まさに開いた口がふさがらない行為が正月早々1週間にわたって報道されました。議会不信をさらに増幅した責任は大きいものであると考えます。

1月20日、午前中に町長解職2,621、議会解散2,731名の署名簿とともにリコールの本請求がされ、3月18日の住民投票に向かって町選管により肅々と進んでいくわけです。

1月20日、午後から開かれた全員協議会では、私たちは町政混乱の早期収束などの意味からも自主解散を主張しました。採決の結果は、御案内の通り5対5で板谷議長の決裁で自主解散はしないとなりました。法の定めるところにより、議会解散の必要はなしという弁明書の提出となっているわけであります。

報道された記事については、新聞報道がそう書いただけというような発言をする議会多数派の見識を疑います。

弁明書に正当性がないと判断し、弁明書に反対し、議会自ら賢明なる行動を町民に示すべきで、直ちに自主解散し選挙で民意を問うことが町政混乱の早期収束につながり、町民に明るさを取り戻す、また、まちづくりに積極的に参加していただけること思います。

議員の良識に訴え反対討論をいたします。

○議長（板谷 信君） 次に議案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

○3番（山本信之君） 3番、山本です。

弁明書の賛成とします。

議会解散の理由がない。

私たち議会は本質的な役割として、町の意思決定をする職責を負っています。

執行機関でない議員、議会にとって意思決定することこそ唯一の仕事と言えます。

選挙により住民の皆様から負託され、4年間、町の重要な意思を決定していくことが議会の仕事です。

このような議会が賛否分かれる意思決定のいずれかの選択をしたことによりリコールを要求されることは、到底理解できないものです。

弁明書の賛成とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 2番、太田です。

今の時点では弁明書は必要と思われておりますけれども、本日出されました弁明書の内容は、議会としての謙虚な反省に欠けていると私は思います。

あまり細かいことは抜きにしましても、経過をここ半年振り返ってみただけでですね、住民投票条例案を6対5で否決して、この6対5の歴史がずっと続いてきたわけでありますけども、この住民投票を審査・審議している中でも、思い起こせば、中学校、川根高校、参考人招致で先生にお出でいただきたいというふうに、既に決まってない委員長が動いてみたり、そして6対5で否決され、それから住民投票に変わるアンケート。非常に無理な理屈を並べたアンケートでありますが、先ほど出ましたように消防団へのアンケートの依頼文書が出されております。

先ほど小藪議員から話しがございましたけれども、小中学校の保護者あての同じようなアンケート依頼文書が用意されて、未執行に終わっているということが最近わかつてしまいりました。

そういうようなことを、よくもどこでどう考えてやろうとしたのか。

さらには、アンケートの結果は41.5%も必要としないというものをいただきました。

もう既に御存じのとおり、白紙撤回と、事実上の白紙撤回になり、議会が承認した詳細設計の繰越明許を、これも撤回せざるを得ない状況に陥っている議会の責任があるわけであります。

そしてダブルリコールが始まり、正月早々から縦覧騒ぎが起り、署名取り消し運動が起り、異議申し立てが起り、町の選管はもとより島田警察署にまで説明に行くというような事態で、法には触れないと言っているけれども、非常に議会としての姿勢、責任を問われているところは、この半年間だけでもかなり重たいものがあるというふうに受けとめた弁明書でなくてはならないと思うんです。

しかも3月には、まちづくり基本条例で住民投票条例を審議し、これをどういうふうに議決していくかというさし迫ったものがあり、議長がおっしゃる議会基本条例もつくっていかなければならぬと。

重責がある中で、今こそまさに謙虚にプロセスを反省し、そういうことが盛り込まれ

た意見書に、弁明書にすべきだと私は思いますので、そういう点からこの弁明書には反対いたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 7番、森です。

私は、この弁明書に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

住民投票をやめてアンケートにしたということで、いろいろ言われておりますけども、私はこの住民アンケートをしたことによって、いろんな町民からの意見をいただきました。

ということはマルバツだけでなく、やはり町民の生の声というですか、それを受けたということは大きな成果だと思っております。この前も一般質問でしましたけども、中には、年金から 4,000 円払わなくちゃいかんからやっちゃいけんよとか、負担がかかりすぎるからしようがないよとか、そのような曲がったような情報が流れたということも、そのアンケートの中で受けております。

今言われておりますけども、この弁明書というものは、請求者より出されたものに対しての答弁書ということでありまして、私は何らその、この中の内容がおかしなものではないと思っておりますし、この光ファイバーを白紙にしたと、するということで、事業自体は今はやめているということでありますし、これからもでありますけれども、いろんな行政の施策に対して、これは気に食わんから住民投票にしようとか、そういう私は問題にも、これからなっていくことも危惧されております。

私どもは開かれた議会というものをを目指して、今、議会基本条例というものの制定を目指しております。先ほども全協で言いましたけども、まだまだ取り組み始めた中でありますけれども、いろいろ栗山町、先進地ですけど、そこらとかえびの市、それと御船町ですか、あの辺視察しまして、その中でいろんなものを取り入れておりますし、一般質問の中には一問一答ということで、これは昔からこの町は取り入れていることありますけれども、また、その中に、それと議員に対しての反問権と、町長の反問権というようなものを取り入れておりますし、最近は全協あたりでも傍聴をやるということで、いろいろやっておりますけども、こういうことは、まだほかに住民の方々と町政についての話し合い、それで先ほど言った視察に対しての報告会などもやっておりますし、これから基本条例を制定するにあたりましては住民の皆様と実践的な、先ほども言いました取り組みをしながら、その結果、内容を議会基本条例の中に取り込んでいきたいと思っております。

この町民を代表しての議員としては、一部団体及び一部の地域の代表にとどまるでなく、町全体の福祉向上を目指すことが議員活動の原則であります。

そういう意味をもちまして、議会と町民が一つのルールのもとに意見交換を設け、町の発展のために寄与するということが私ども議会の責任であると思いますし、それに含

めまして、ただいま請求がありましたことに対して、この弁明書をしつかり出すということが議員の、議会の役目であると考えております。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 次に原案に反対者がありましたら発言を許します。市川君。

○9番（市川昌美君） 反対の方は1番最後ですけれども、要するにあの、今1番問題になっておりますアンケート。この選択はよかったですといふこと言ってますけども、これはあの傍聴の方も、ほとんど毎回傍聴に来ている方が、結局発端となってこういう形になったと思いますけれども、要するに、アンケートやって、やらなきやいかんっていうことで提案したのは、この5人から2、30回あったでしょ。

でもそれは町長かたくなには、詳細設計が終わらなければできないんだよっていうことでやったんだけど、結局この、こういう堂々めぐりを1年半ぐらいやってきて、それを見ているんですね、この傍聴の方々は。

だから、ああ、これ、こんなことやってたら、もう今2年になりますけれどもね、もう少しで2年になりますけれども、本当にどうなっちゃうんだろうっていうことを感じてやったと思いますけれども、ただ、益井どうだ、あれがどうだっていう話も聞きます。しかし7月から始めて、もう1月の終わりになりますよね。7ヶ月、全く無償で本当に手弁当で、これ署名活動にしろ何にしろ、とても議会は、あの、議会が間に合わないぐらいの仕事をして、やっと。議会は、一生懸命賛成派が妨害する。

それを本当に乗り切って、とにかくこの3分の1をやってきた。

そうしたら今度は、縦覧したそのあれを持って撤回に行くなんて言うのはね、これ公職選挙法にもないですよ、この規定は。

なぜって言ったらこんなばかなことをやるのはここだけですよ、本当に。

考えてごらんなさい。それが、まあ、うまいこと言うですわね。要するに、強制されたとか、だまされたとか。選挙でもなんでもそうですよ。だまされたかだまされないか、いらんお世話だよ。自分が脅かされてやった訳でなくて署名したものだったら。

それを変えてくれなんて、こんな不祥事をやってるのがね、まあ、この程度の弁明書しか書けんですよね、はつきり言って。

町民、基本条例も私は基本的には全く反対はしません。しませんけど、こんな町民をいじめて自分らが生き残りを掛けるようなね、議会なんていうのはもう、どうしようもない。

それを先導しているのは議長。本当、私はつくづく思いました。20日に。

ですからね、そういう意味で、ここはもう議論の場ではなくなっているんですよね。

ですから本当、私が言ったのはこういうことですよ。一遍さらにして、それで新しく出直した方がいいよ、これはもう、この硬直感は直らんよっていうことで、私はそういうことをみんなに言って歩いた。

ということはね、それをやらなければ、こんな状態で、反対でも賛成、賛成でも反対、

そういうかたくなさが出てしまったら、もう何にもならない。

とにかくね、いろんな意味で、とにかくこういうの長くやってきましたけれども、皆さんに考えていただきたいのは、12億、14億の仕事に議会の職責をかけて、町長の職責をかけてやる仕事ですか、これ。町民はいらない方が多いっていうのに。

ですからね、これ理屈じゃないの。何がなんでもやらなくちゃしようがないっていう理由があるでしょ、何か。それ以外僕ら考えられんだよ。

なぜかって、同じだよ投票のあれは。そのあの効力は別としても投票条例もマル・ペケ。今度も賛成か反対、全く同じ形態のものでただ効力が違うだけ。

だったらあの投票条例をやって、まあ、どっちへ転ぶかわかりませんけれども、やれば議会解散も、町長解職も全くなかったものを、これを何でも馬車馬みたいにやってかにやあならんという理由が何かあるのか僕らもわかりませんけれども、まあ、とにかくこうなってくると理屈じゃなくなってくる。そういう意味で、こういう弁明書しか書けない。

ですからね、これ弁明書になっていないですよね。ちゃんとやっぱ素直に謝るべきところは謝って、それで町民に迷惑かけたんだもの、はつきり言って。町民がわざわざ手弁当で住民運動やらにやならんどこまで追い込んだのは行政であり議会ですよ。

ですからそれをちゃんと勘案した、もっと暖か味のあるものでなければ、私は反対する理由として、それを申し上げて私の反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、高畠君。

○6番（高畠雅一君） 6番、高畠でございます。

私は川根本町議会解散請求に伴う弁明書に賛成の立場から討論をいたします。

この弁明書は、川根本町選挙管理委員会が、川根本町議会解職請求を受理し、地方自治法施行令第104条第1項の規定に基づき議会の弁明書を提出するように依頼されたものでございます。

解散請求の趣旨の中に示されている、「住民投票を否定したから」「光ファイバー事業推進に全精力を使う議会にこの町の将来を託していいものか町民に問いたい」との請求を受けた川根本町議会の答弁であります。

答弁書にもありますとおり、①においては、住民投票条例を否定し住民アンケートにした理由が事細かく書かれております。

②においては議会解散の理由がない。そのことについても真摯に答えております。

③の議会基本条例などの議会改革をなし遂げたい。そういう想いもこの弁明書の中には記載をしてあります。

そのことから、その趣旨というものを示したものであります。

賛成討論を行った4人の議員同様、私も同じ意見でございます。

住民アンケートを実施するに当たり、アンケート結果については、その結果について真摯に受けとめ、それを確認をするということを議会の中でも話をしております。また、

町長にも、そのことを確認をしております。その結果によっての今回の光ファイバー事業白紙という結果を出させていただきました。

住民アンケートを行うことが光ファイバー推進を目的にして行われたものではないかという討論の内容がございました。決してそういうことはございません。アンケート内容については、全員協議会で検討しております。また訂正もしております。

数人の議員からは、議会は自主的に即解散すべきと発言がありましたが、自主解散をしなければ議会解散の是非は3月18日の住民投票によって決まります。

残された時間ではありますけれども、川根本町の主産業である茶業、林業、商工業、観光等の問題は数多くまだ残されております。特に茶業においては、その数倍もの多くの問題があろうかと認識しております。

第2常任委員長である小籔議員もすぐに自主的に解消すべきだという討論がございました。

問題解決に最後まで取り組んでいくことが私たち議員の務めだと思っております。それを自ら放棄するようなことは議員としては私にはできません。

以上のことからは、本弁明書に賛成いたします。

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから発議第1号、川根本町議会解散請求に伴う弁明書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、発議第1号、川根本町議会解散請求に伴う弁明書については、原案のとおり可決されました。

○議長（板谷 信君） ここで暫時休憩をとります。

再開は1時からにしたいと思います。

（何か言う者あり）

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 最初に弁明書の中で私が読み違えたところがございますので、それだけ訂正をお願いしたいと思います。

川根本町選挙管理委員会を本川根町選挙管理委員会と読み間違えておりましたので、その辺を修正していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） はい。これから後の日程については暫時休憩した後で議運に諮つて、そこで何分休憩にするか決めたいと思います。

休憩 午後 零時32分

再開 午後 零時36分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

**◎日程第4 議案第1号 平成23年度川根本町一般会計補正予算  
(第7号)**

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第1号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第7号についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第1号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第7号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5千飛び5万3,000円としたいというものです。

今回の補正は、今月20日の町長解職及び町議会解散住民投票の本請求に伴う選挙費をお願いするものです。

それでは事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般5ページからごらんください。

第2款総務費、第5項選挙費は861万6,000円の増額です。これは町長解職及び町議会解散住民投票選挙に係る報酬、手当、需用費等の経費です。

続きまして歳入について説明いたします。

事項別明細の一般4ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は861万6,000円の増額です。これは選挙費の財源として財政調整基金を繰り入れするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

あの、小籠議員から全協でも質問があったんですけど、まず最初に町長と議会の住民投票選挙の費用の配分なんんですけども、町長の方に776万1,000円、議会の方に85万5,000円と、約10分の1強の・・・よりちょっと多いんですけども、10対1ぐらいの配分をした理由について根拠をお聞きいたします。

それから二つ目ですけども、861万で今回、あの町長解職、議会解散のダブルリコール請求なんですけども、その住民投票を行えるというふうな補正予算があがってきたわ

けですね。で、これは先ほども中澤議員が、事業に対して住民投票をするのはお金がかかるということで住民投票を否決した理由の一つにあげていましたけど、その一つの点で住民投票、例えばこの前、先の 10 月の住民投票をしていれば、この町長分、あるいはもっと少ない金額で済んだのかどうか、多くなったのかどうかその点をお聞きいたします。

それから 3 点目ですけど、投票率が有効、あの、判定する、半分以上で決定するという、どちらが賛成が多いか反対が多いかということを聞いたんですけども、有権者の 50% 以上が投票しなければこの住民投票 자체が無効になるというのが、あの、私確認してないですけど、そういうもんだよって聞きました。

そうだとすると、投票所を、あの、先ほども住民投票は高齢者に、投票に行く負担がかかるということを中澤議員がおっしゃいましたけど、本当にそうなのに、さらに投票会場を 21 から 11 に削減をしていますけど、さらにその投票に行きにくくしている、前回の国の選挙でも非常にそういう苦情が寄せられたわけですけども、それに対して対策を考えているかどうか。削減したことによる影響がどういうふうに推移したか、その点をお聞きいたします。

それから 4 点目ですけど、財源として財政調整基金の繰入金、全額当てるという補正予算になっています。861 万 6,000 円を取り崩すということで。

この白紙撤回ということが、町長から表明されて、今年度詳細設計には手をつけません、来年度の予算にも計上しませんということをはっきり言われたわけですけども、議会として、とにかくこのブロードバンド事業予算・・・決算でしか審査ができていない、行政から基本設計委託料とか、この詳細設計委託料とかが出たときに議論をしてただけで、事業そのものについてきちんとした議論をしてこなかつたことがこういう大きな混乱を招いたんだと思うんですけども、白紙撤回を表明された町長が提出するこの補正予算に、詳細設計委託料の減額補正を入れておけば、きちんとこの際、議会がこの事業をやめるのかやめないのかということに賛成、反対の議論がきっちりできたはずです。

昨年の暮れに地域振興基金を交付する 5,000 万円・・・まあ、5,000 万円ちょっと、それからこの減額補正をして、新たに予算に乗せるんだということで減額をし、この情報基盤整備の詳細設計の委託料は、私たちは半分近い議員が減額すべきだと、むしろこっちを減額すべきだと言ったにもかかわらず、繰越明許をして、この事業をそのままなし崩しで今年度の予算に計上していくということで、きちんとした議論が本当にできなかった。むしろきちんと必要なことだったら予算に再度上げ直せばそこで議論ができるわけですけども、それさえも回避してきた。

そういう状態で、今回またもや白紙撤回と言いながら詳細設計の委託料をそのまま温存して、財政調整基金の繰り入れで財源を賄うという方針を出した行政に対して、この詳細設計委託料をなぜ削減しなかったのか。

町民の方にははっきりとこの事業がもう撤回だよ、詳細設計はやらないよっていうこと

を、なぜきちんとこういうことで表明、わかりやすく示さなかったのか、その点について、以上4点をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） ただいまの質問の中で順次お答えしますけども、総務課としてすべてお答えできる内容でない場合がありますので、また補足等をお願いしたいと思います。

町長解職の住民投票選挙と町議会の解散ですね、その振り分けの根拠というような御質問でございましたけども、同日に選挙するということで共通経費部分を町長解職の方で主に見たというような形でございます。こういった予算の組み方がこれまで認められておりますので、そういう形で今回組ませていただいているということでございます。

2点目ですけども、861万の補正予算で住民投票をこれ以前にあったときに比較というようなことでございましたけども、正直なところ今回の住民投票に関しましては、全協でもちょっと説明しましたけども、期日前の関係の19日というのがやはり大きな経費になっております。

この住民投票に至る前に住民投票をやった場合の過程というのは、ちょっとそちらの方は積算をしておりませんので、ちょっと具体的にどの程度比較が出るかということはちょっと現在のところはお答えできません。

3番目の質問でございますけども、投票に関しましては最終的に有効投票の過半数で決定するということで認識しております。

あと投票場の関係ですけども、今回たびたび説明しておりますように、期日前の関係が19日間あるということで、こちらの方で対応していきたいというような考え方でございます。

あと財源の関係につきましては、今回は選挙の関係の経費ということで、こういった形をとらせてもらっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後の質問のは答弁になってないですよ、財源の関係。きちんと答弁してください。まずそれを求めます。再質問ではなくて。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 詳細設計のですね、減額補正をしているかというような御質問でございますが、この詳細設計につきましては繰越明許という形で23年度に予算を計上させていただいております。

制度上ですね、繰越明許につきましては補正等ができないということでございますもんですから、3月にいってもそのままで予算計上ということで、未執行部分で残るということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） では再質問をします。

投票の決定、有効投票の過半数で決定するというふうに、柴田課長は言われたんですけども、投票率っていうのは全然関係ないってことですか。その点を1点確認をします。

それから町長と議会の予算の振り分けについて、こういうふうに今までやってきたんだと、それを踏襲したんだというお答えだったんですけども、では、私も確認をせずにきたんですけども、もうちょっと具体的な説明があるかと思ったんだけども、前回の、2年前の町長・議会同時選挙、やったわけですね、合併によって。そのときの予算、あの、幾らと幾らに振り分けてあったのかお聞きいたします。

それから3点目ですけど、あ、繰越明許はできない・・・はい、その2点です。

お願いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） あの、投票率の関係ですけども、これは最終的にすべて確認しておりますけれども、投票率の関係で有効無効というようなそういう判断はなかつたように記憶しております。

もう1点ですけども、前回の投票の当初予算じゃなくて、選挙の経費の振り分けということでございますけども、ちょっと事前に通告いただいたおればちょっと調べておりましたけども、現在ところ手元に資料がございませんので、ちょっとお答えができません。

（何か言う者あり）

○総務課長（柴田光章君） 今ですか・・・はい。

議長、ちょっと時間いただいてもいいですか。

○議長（板谷 信君） はい。暫時休憩します。

休憩 午後 零時50分

再開 午後 零時53分

○議長（板谷 信君） それでは再開します。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） ただいま平成21年度の町長選挙費と町議会選挙費の振り分けといいますか区分でございますけども、金額を御紹介いたします。

町長選挙費が748万4,938円でございます。

それから町議会議員選挙費が299万7,389円ということで、2つの選挙の、1日、同日選挙というような場合にはこういった形で、共通部分についてはどちらかの方で支払

うというような、そういう手続きをこれまでとさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そこを確認していただいたのは、結局9対1などという大きな振り分けにはしていないじゃないですか、これ。

議会の方で約300万ですよね、前回。それで町長選挙で750万・・・3対1ぐらいですかね、3対1にもならないぐらいの振り分け方ですよ。

それが今回このように極端な振り分けになった理由っていうのは、私は一つの住民投票をやるとこれだけかかるんだよということを示されているような気がしてしようがないもんですから確認をしたんですけど、どうなんですか。なぜこういう大きな差の9対1という振り分けにしたんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） これも先ほど全協の方で若干説明させていただきましたけども、期日前関係の経費がかかっているということで、これを町長の解職の方にある程度組ませてもらったということが大きいわけでございます。

また一つは、ポスター掲示場の関係でございますけども、こちらの方は通常ならばありますけども、今回はないということで、こういった違いがありますので、実際そういった予算組みにさせていただいておるというところでございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第7号についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって議案第1号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第7号については原案のとおり可決されました。

---

## ◎閉会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成 24 年第 1 回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時 56 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年1月27日

議長　板谷信

署名議員　鈴木多津枝

署名議員　中田隆幸